

## 放課後児童クラブにおいて新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について

牛久市教育委員会 教育企画課

こども家庭庁の方針等を踏まえて、牛久市の放課後児童クラブにおいて、新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応についてお知らせします。

### ◆発熱等の症状がある子どもの利用回避について

- ・軽微な症状があることを理由に、出席を制限することはありません。
- ただし、発熱や咽頭痛、咳等普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要ですので、子どもの健康状態を見て利用してください。

### ◆従前であれば子どもが濃厚接触者として特定されていた場合について

- ・子ども本人の症状がなく元気であれば、出席停止等の行動制限は行いません。

### ◆子どもが感染した(PCR検査陽性)場合について

- ①速やかに放課後児童クラブ及び学校にご連絡ください。

※発症した日の翌日から起算し、5日を経過し、かつ、症状が軽快した日の翌日から起算し1日を経過するまで出席停止。(無症状の場合は検体を採取した日から5日を経過するまで出席停止)

【留守番電話応答時の新型コロナウイルス関係での緊急連絡について】

◇緊急連絡先◇牛久市教育委員会(市役所代表番号) 029-873-2111

(平日夜、土日祝日については、牛久市役所日直または警備員による電話対応となります。)

- ②放課後児童クラブ内で新型コロナウイルス感染症が蔓延した場合、当該放課後児童クラブを臨時休所する場合があります。なお、臨時休所の規模及び期間については、茨城県竜ヶ崎保健所との相談の上、決定します。この場合においては、速やかにお知らせします。(状況によって、休所措置をとらない場合もあります)

### ◆職員における感染対策について

- ・放課後児童クラブの職員が感染者等になった場合においても上記と同様の取り扱いとなり、万が一、職員の人員が一時的に確保できなくなった場合は、臨時休所する場合があります。

### ◆基礎疾患のある子どもについて

- ・基礎疾患のある子どもについては、主治医に相談の上、その指示に従ってください。
- ・利用の際は、子どもの日々の体調変化に注意するとともに、健康状態の把握をお願いします。

### ◆児童クラブ利用中に症状が出た場合について

- ・児童クラブからの連絡を受けたら、すぐにお迎えに来て、病院での診察をお願いします。